

全国衛生管理者協議会事業検討委員会運営要綱

1 目的

本要綱は、全国衛生管理者協議会則13条の2に基づき設置される事業検討委員会（以下「委員会」という。）の運営について定めることを目的とする。

2 構成

- (1) 委員会は、労働衛生管理活動について豊富な経験・知識を有する者及び事業場で労働衛生管理の第一線に携わっている衛生管理者等のうちから会長が指名した委員10人以内で構成する。
- (2) 委員長は、委員の互選に基づき会長が指名する。

3 任期

委員の任期は、指名された日から3年以内とし、再任を妨げない。

4 委員会で企画・実施する事項

委員会は、総会で議決された事業計画に基づき、衛生管理者等への支援を行うため、次に定める事業活動の企画、実施にあたる。

- (1) 労働衛生情報の収集・提供
- (2) 衛生管理者情報交流会の実施
- (3) 衛生管理者のための図書の出版への協力
- (4) 衛生管理者等の相互の連携の促進
- (5) 会員の活動に対する助言、支援
- (6) その他衛生管理者等を支援するための事業

5 小委員会の設置

本委員会の下に、必要に応じて小委員会を設置することができる。

6 事務局

本委員会の事務局は、全国衛生管理者協議会事務局が務める。

7 この要綱は、平成19年 6月 1日から適用する。

この要綱は、令和 5年 1月12日から適用する。